

とことん
頼れる

家庭の銀行



証券コード：8350

第46期 定時株主総会招集ご通知



開催日時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



開催場所

青森市勝田一丁目3番1号
当行本店8階大会議室



郵送・インターネットによる議決権行使期限
平成30年6月26日（火曜日）
午後5時まで



目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	10
(添付書類)	
第46期事業報告	15
計算書類	36
連結計算書類	39
監査報告書	42

〈企業理念〉
私たちの銀行は地域の一員として
存在感のある金融サービス業を目指し
お客さまと地域社会の
幸福と発展のためにつくします

企業理念は、「大衆と俱に永久に栄えん」という創業の精神を礎に「家庭の銀行」を標榜する中で培ってきた当行の企業姿勢を継承しつつ、現在求められていること、未来へ向かって取り組むべきことを明文化することで、全役職員が今後の更なる発展へ向け、共通認識を持ち、歩んでいくための『道標』として策定したものです。

〈企業理念〉 書家についてのご紹介

菊池 錦子 青森県弘前市出身

個展で作品を発表している他、自身の書と写真で綴った「ゆりかご」・「ゆりかごⅡ」の出版、NHK大河ドラマ「篤姫」・「江～姫たちの戦国～」などの映像・イベントなどのタイトルや社名、商品名など多方面にわたって筆文字の素材を提供している。

ごあいさつ

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第46期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。平成30年4月より第五次中期経営計画「Exciting Innovation」（3年計画）がスタートしております。ふるさとの豊かな生活を守るとともに、豊かさを引き出していく存在、すなわち「地域の豊かさを引き出すベストパートナー」の実現に向けて、今まで以上の大きな改革に挑んでまいります。全役職員が、誠心誠意努力を重ねてまいりますので、何卒一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

取締役頭取 **高田 邦洋**



当行の概要 (平成30年3月31日現在)

名 称	株式会社 みちのく銀行
設 立	大正10年（1921年）10月27日
本店所在地	青森市勝田一丁目3番1号
資 本 金	369億86百万円
従 業 員 数	1,311名
店 舗 数	国内：本支店94（うち出張所2） 海外：駐在員事務所1〈上海〉

平成30年6月4日

株主各位

青森市勝田一丁目3番1号

株式会社 **みちのく銀行**

取締役頭取 高田 邦洋

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具



株主総会への
出席により
議決権を行使して
いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面により
議決権を行使して
いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで
に到着するようにご返送ください。



インターネット
により
議決権を行使して
いただく場合

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
平成30年6月26日（火曜日）午後5時まで
に賛否をご入力ください。

詳細は3頁をご覧ください

記

1 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2 場 所 青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室

3 会議の目的事項

■ 報告事項

- 1.第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 2.第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

■ お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

- ①計算書類の個別注記表
- ②連結計算書類の連結注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ

<http://www.michinokubank.co.jp/>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にて議決権行使が可能です。

インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

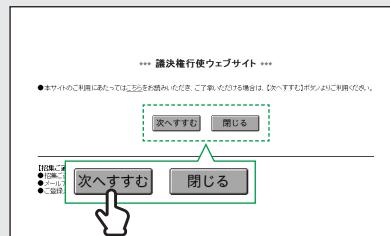
- (2) 行使期限は平成30年6月26日(火曜日)午後5時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使期限
平成30年6月26日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、
お早めの行使をお願いいたします。

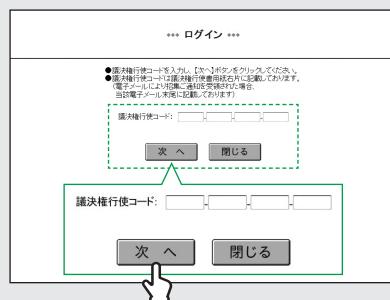
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



2 次へすすむをクリック

3 ログイン

お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック



4 パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「パスワード」と新しい「パスワード」を入力し、「登録」ボタンをクリック

5 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

❗ ご注意事項

- ① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- ① 重複行使の取扱い
 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
 フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
 フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9:00~17:00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金20円とし、A種優先株式1株につき金26.95円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は467,763,800円となります。

(普通株式：359,963,800円、A種優先株式：107,800,000円)

また、当行は平成29年10月1日付で、普通株式およびA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度は、株式併合前の平成29年9月30日を基準日として普通株式1株につき2円、A種優先株式1株につき2.695円の間配当金をお支払いしておりますので、1株あたりの年間配当金は、株式併合後に換算いたしますと普通株式は中間配当金20円と期末配当金20円を合わせた1株あたり40円に、A種優先株式は中間配当金26.95円と期末配当金26.95円を合わせた1株あたり53.90円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日（木）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役5名（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）は、本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に十分に精通し、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任については、指名・報酬検討会議（外部有識者と社外取締役が過半数を占めます。）において取締役の選任方針に基づいた適切な手続きを経て候補者が指名されており、また各候補者について取締役会の実効性等の観点からその見識や資質等を慎重に検討したところ、当行の取締役として適任であると判断しております。併せて、取締役の報酬等についても、報酬体系の設計と報酬等の額の算定が適切に運用されていると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当行における地位および担当
1	高田邦洋 <small>たか だ くに ひろ</small> 再任	代表取締役頭取
2	藤澤貴之 <small>ふじ さわ たか ゆき</small> 新任	専務執行役員営業本部長（営業本部（営業企画部、地域創生部、国際業務部））
3	加藤政弘 <small>か とう まさ ひろ</small> 再任	代表取締役副頭取 （地域活性化統轄）
4	熊谷清一 <small>くま がい せい いち</small> 再任 社外 独立役員	社外取締役
5	鎌田由美子 <small>かま だ ゆみ こ</small> 再任 社外 独立役員	社外取締役

候補者番号

1

たか だ くに ひろ
高 田 邦 洋

再 任

(昭和32年5月18日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年 4月	㈱みちのく銀行入行	平成20年 3月	当行取締役兼常務執行役員
平成11年 4月	当行小柳支店長	平成24年 6月	当行代表取締役副頭取
平成14年 6月	当行堅田支店長	平成25年 6月	当行代表取締役頭取 (現任)
平成17年12月	当行経営企画部長		
平成18年 3月	当行執行役員経営企画部長		
平成18年 6月	当行取締役兼 執行役員経営企画部長		
平成19年 4月	当行取締役兼執行役員		

■ 所有する当行の株式の種類
および数

普通株式 2,339株

■ 取締役候補者とした理由

高田 邦洋氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は経営企画、監査、システム関連を中心とした担当役員を歴任するなど当行の業務全般に精通しております。平成25年6月からは代表取締役頭取を務め、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ふじ さわ たか ゆき
藤 澤 貴 之

新 任

(昭和41年8月26日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 2年 4月	㈱みちのく銀行入行	平成28年 6月	当行常務執行役員営業本部長兼 営業戦略部長
平成18年10月	当行経営企画部副部長		
平成19年 4月	当行経営企画部長	平成29年 4月	当行専務執行役員営業本部長
平成22年 4月	当行古川支店長		
平成24年 4月	当行人事部長		
平成27年 4月	当行執行役員営業本部長兼営業 戦略部長		

【当行における担当】

営業本部 (営業企画部、地域創生部、国際業務部)

■ 所有する当行の株式の種類
および数

普通株式 1,700株

■ 取締役候補者とした理由

藤澤 貴之氏は、本部および営業店をバランスよく経験し、特に本部では経営企画、人事関連担当役員・部長を歴任、平成27年4月からは当行全体の営業推進の本部長を務めるなど、当行の業務全般に精通しております。これまでの経験および実績から、当行の業績向上および経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、強力なリーダーシップを発揮できるものと判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

か とう ま さ ひ ろ
加 藤 政 弘

再任

(昭和28年11月22日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年 3月	㈱弘前相互銀行入行	平成25年 6月	当行取締役兼専務執行役員
平成 9年 4月	㈱みちのく銀行八戸支店副支店長	平成28年 6月	当行代表取締役副頭取（現任）
平成10年 6月	当行さきょう支店長		
平成13年 4月	当行国道支店長		
平成15年 6月	当行八戸駅前支店長		
平成17年 7月	当行営業統括部長		
平成18年 3月	当行執行役員八戸支店長		
平成21年 4月	当行常務執行役員		
平成24年 6月	当行取締役兼常務執行役員		

【当行における担当】

地域活性化統轄

■ 所有する当行の株式の種類および数

普通株式 729株

■ 取締役候補者とした理由

加藤 政弘氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は営業推進、審査関連を中心とした担当役員を歴任し、平成28年6月からは代表取締役副頭取を務めるなど、当行の業務全般に精通しております。また、永年に亘り、当行全体の営業推進の担当役員も務めていたことなどから、当行の業績向上および経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有していること、かつ社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

4

く ま が い せ い い ち
熊 谷 清 一

再任

社外 独立役員

(昭和23年4月9日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 元年 4月	東京弁護士会弁護士登録	平成20年 7月	㈱デーリー東北新聞社社外監査役
平成 元年 4月	辰巳法律事務所入所		(現任)
平成 4年 4月	熊谷法律事務所弁護士	平成23年 6月	当行社外取締役（現任）
平成10年 4月	たいよう総合法律事務所弁護士		
平成14年11月	あおば綜合法律会計事務所弁護士		
平成18年 4月	トヨタカローラ八戸(株)		
	社外監査役（現任）		
平成19年 7月	弁護士法人あおば綜合法律事務所		
	代表社員（現任）		

【重要な兼職の状況】

弁護士法人あおば綜合法律事務所代表社員
トヨタカローラ八戸(株)社外監査役
㈱デーリー東北新聞社社外監査役

■ 所有する当行の株式の種類および数

■ 社外取締役候補者とした理由

熊谷 清一氏は、弁護士としての豊富な法律知識と経験を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、適法性や組織運営等を中心に、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

5

か ま だ ゆ み こ
鎌 田 由美子

再任

社外 独立役員

(昭和41年2月23日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|--------------------------|
| 平成元年4月 | 東日本旅客鉄道(株)入社 | 平成27年3月 | (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 |
| 平成17年6月 | (株)JR東日本ステーションリテイング代表取締役社長 | 平成27年6月 | 当行社外取締役(現任) |
| 平成20年11月 | 東日本旅客鉄道(株)事業創造本部部長(地域活性化・子育て支援事業) | | |
| 平成25年5月 | 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長 | | |
| 平成27年1月 | 同社退社 | | |
| 平成27年2月 | カルビー(株)上級執行役員(現任) | | |
| 平成27年2月 | (株)ルミネ非常勤取締役(現任) | | |

【重要な兼職の状況】

- カルビー(株)上級執行役員
- (株)ルミネ非常勤取締役

■ 所有する当行の株式の種類および数

■ 社外取締役候補者とした理由

鎌田 由美子氏は、他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化、およびお客さまへのサービス向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって熊谷 清一氏は7年、鎌田 由美子氏は3年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
当行は、社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏の間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。
5. 社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。両氏の再任が承認された時には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当行における地位および担当
1	おだなか かず ひこ 小田中 和彦 再任	取締役常勤監査等委員
2	つる み せい いち 鶴海 誠一 新任 社外 独立役員	
3	うま たに しげ と 馬谷 成人 再任 社外 独立役員	社外取締役監査等委員
4	にし や とし ひろ 西谷 俊広 再任 社外 独立役員	社外取締役監査等委員

候補者番号

1

お だ な か か ず ひ こ
小田中 和彦

再任

(昭和34年2月25日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年4月	㈱みちのく銀行入行	平成27年6月	当行常勤監査役
平成17年6月	当行国際部長	平成28年6月	当行取締役常勤監査等委員
平成19年7月	当行市場国際管理部長		(現任)
平成21年4月	当行東京支店長兼経営企画部 東京事務所長		
平成24年4月	当行秘書室長		
平成25年4月	当行執行役員青森支店長		
平成27年4月	当行顧問		

■ 所有する当行の株式の種類
および数

普通株式 5,539株

■ 監査等委員候補者とした理由

小田中 和彦氏は、これまでに国際業務を中心とした本部、および当行の主要店の支店長を務めるなど金融実務経験が豊富で、当行の業務に精通しております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくほか、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、監査等委員候補者となりました。

候補者番号

2

つ る み せ い い ち
鶴海 誠 一

新任

社外 独立役員

(昭和37年3月20日生)



■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和59年4月	日本銀行入行	平成22年6月	同行調査統計局参事役
平成9年5月	同行営業局調査役	平成23年2月	同行政策委員会室審議役
平成9年7月	同行人事局調査役	平成26年4月	同行総務人事局審議役
平成13年3月	同行考査局調査役	平成28年5月	同行情報サービス局長
平成14年7月	同行考査局考査課長		
平成15年12月	同行政策委員会室政策広報課長	(注) 鶴海候補者は日本銀行を平成30年5月31日 をもって退職予定です。	
平成16年7月	同行政策委員会室参事役		
平成19年5月	同行青森支店長		

■ 所有する当行の株式の種類
および数

■ 監査等委員（社外）候補者とした理由

鶴海 誠一氏は、日本銀行にて情報サービス局や考査局を始めとした本部主要部署、および支店長を経験し、国内外の経済・金融情勢に精通するとともに豊富な金融実務経験を有しております。このような実績を踏まえ、当行の監査体制の強化に活かしていただくほか、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員（社外）候補者となりました。

候補者番号

3

う ま た に し げ と
馬 谷 成 人

再任

社外 独立役員

(昭和25年1月15日生)



■ 所有する当行の株式の種類および数

—

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年 4月	㈱富士銀行入行	平成21年 6月	同社常勤監査役
平成13年 6月	同行執行役員本店審査役	平成25年 6月	㈱クレハ社外取締役
平成14年 4月	みずほ証券㈱常務執行役員	平成25年 6月	当行監査役
平成15年 6月	日本酸素㈱(現太陽日酸㈱)常勤監査役	平成28年 6月	当行社外取締役監査等委員(現任)
平成16年10月	太陽日酸㈱業務本部海外事業統括部長		
平成17年 6月	同社執行役員		
平成19年 6月	同社常務執行役員		

■ 監査等委員（社外）候補者とした理由

馬谷 成人氏は、都市銀行、大手証券会社などにおける豊富な金融実務経験を有するとともに、海外経験も豊富であることから、グローバルな知見も有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくほか、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員（社外）候補者となりました。

候補者番号

4

に し や と し ひ ろ
西 谷 俊 広

再任

社外 独立役員

(昭和43年10月18日生)



■ 所有する当行の株式の種類および数

—

■ 略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 9年10月	監査法人トーマツ入所	平成18年 3月	(有)西谷コンピュータ会計事務所 取締役
平成11年 6月	国際協力銀行入行		
平成13年11月	西谷俊広公認会計事務所開業	平成24年 7月	同社代表取締役(現任)
平成13年11月	(有)西谷コンピュータ会計事務所 入社	平成28年 6月	当行社外取締役監査等委員 (現任)
平成14年 4月	西谷俊広税理士事務所開業		

【重要な兼職の状況】

(有)西谷コンピュータ会計事務所代表取締役

■ 監査等委員（社外）候補者とした理由

西谷 俊広氏は、公認会計士として会計事務所を経営し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しているのは勿論のこと、経営支援等の会社経営に関する豊富な実務経験と幅広い知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくほか、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員（社外）候補者となりました。

- (注) 1. 監査等委員候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 鶴海 誠一、馬谷 成人、西谷 俊広の3氏は、監査等委員（社外）候補者であります。
3. 馬谷 成人、西谷 俊広の両氏は、現在当行の監査等委員（社外）であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、馬谷 成人氏は、当行の監査等委員（社外）に就任する前、当行の社外監査役を3年務めておりました。
4. 監査等委員候補者との責任限定特約について
当行は、監査等委員候補者 小田中 和彦氏並びに監査等委員（社外）候補者 馬谷 成人及び西谷 俊広の両氏との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 小田中 和彦、馬谷 成人及び西谷 俊広の3氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。また、監査等委員（社外）候補者 鶴海 誠一氏の選任が承認された時には、当行は、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定です。
5. 監査等委員（社外）候補者 鶴海 誠一、馬谷 成人、西谷 俊広の3氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。3氏の選任が承認された時には、馬谷 成人氏を引き続き独立役員として指定し、鶴海 誠一、西谷 俊広の両氏を新たに独立役員として指定する予定です。

（ご参考）独立社外取締役の独立性判断基準

独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
- (5) 当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者（二親等内の親族）ではないこと
 - A. 前期(1)～(5)に該当する者
 - B. 当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人

（各種定義）

- ・「最近」…社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
- ・「主要な取引先」…直近事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結経常収益）の2%以上
- ・「多額の金銭その他の財産」…過去3年間の平均で年間1,000万円以上
- ・「主要株主」…議決権所有割合10%以上の株主
- ・「一定額を超える寄付」…過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
- ・「重要でない者」…「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

以 上

添付書類

第46期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

世界の金融・経済は、米国で税制改革とこれに伴う投資拡大による経済成長の伸びが期待されるほか、ユーロ圏でも内外需が好調、新興国・資源国においても回復基調を維持するなど、全体として緩やかな成長が続いております。

わが国の経済は、内外需ともに底堅く推移するなか企業業績は回復が続いており、これに伴う雇用・所得環境の改善により個人消費も堅調に推移していることから、緩やかな回復が続いております。

当行の主要営業地域である青森県及び函館地区においても、企業業績の回復基調を背景とした雇用・所得環境の改善により、個人消費は底堅く推移しております。また内外需要の増加や人手不足への対応へ向けた設備投資の増加も見られ、観光や農林水産関連は好調を維持するなど、緩やかに持ち直しております。

(事業の経過及び成果)

当行は、平成27年度より第四次中期経営計画をスタートさせ、平成29年度が最終年度となりました。第四次中期経営計画では地域活性化に資する積極的な支援活動による「地域との協調・リレーション強化」、ならびに全員営業の実践による「お客さまとのパートナーシップ強化」に向け、実効性のある方策を練り展開してまいりました。

また、これらの実現に必要な「人材力の向上」に向け、職員がいきいきと働くことができる環境づくりにも注力するとともに、地元を中心に増加を続けている貸出金と自己資本のバランスを取ることで更なる業容拡大に備えるべく、平成29年1月には公募増資による資本増強を実施し、「持続的な経営基盤の確立」に取り組んでまいりました。

こうしたなか、当事業年度の業績については、次のとおりとなりました。

〔預金〕

預金は、前年同期比347億円増加して1兆9,531億円となりました。また、譲渡性預金は、前年同期比1億円増加して466億円となりました。

〔貸出金〕

貸出金は、個人ローンが増加したことなどにより、前年同期比426億円増加して1兆5,269億円となりました。

〔有価証券〕

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前年同期比650億円減少して3,536億円となりました。

〔損益〕

経常収益は、貸出金利息やその他業務収益、その他経常収益の減少により、前年同期比35億30百万円減少して354億4百万円となりました。経常費用は、預金利息やその他業務費用の減少により、前年同期比25億27百万円減少して314億42百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比10億2百万円減少して39億62百万円、当期純利益は前年同期比9億59百万円減少して26億19百万円となりました。

なお、連結経常利益は40億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は25億円を計上しております。

〔自己資本比率〕

経営健全性の指標である自己資本比率（国内基準）は、バーゼルⅢ（国内基準）に基づき算出しており、単体で8.12%（速報値）となりました。

（当行の対処すべき課題）

主要営業地域である青森県及び函館地区における人口減少や少子高齢化など、当行を取り巻く環境は今後も厳しくなることが想定されます。

こうした経営環境下、当行は平成30年度より第五次中期経営計画をスタートさせており、大胆な改革に取り組み、ふるさとの豊かな生活を守るとともに、豊かさを引き出していく存在を目指してまいります。その決意を込めて、計画名称を「Exciting Innovation」、目指すべき姿を「地域の豊かさを引き出すベストパートナー」といたしました。

主要戦略を以下の3つのInnovationとし、様々なKPIを掲げ、取り組んでまいります。

Innovation 1：「コンサルティングクオリティの追及」

Innovation 2：「職員の幸福と活力向上の追及」

Innovation 3：「不断の革新推進による生産性向上の追及」

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	18,942	19,009	19,184	19,531
	定期性預金	9,359	9,043	8,510	8,240
	その他	9,583	9,965	10,674	11,290
社	債	150	—	—	—
貸	出金	13,296	14,035	14,843	15,269
	個人向け	4,014	4,222	4,524	4,916
	中小企業向け	4,735	5,076	5,479	5,600
	その他	4,546	4,735	4,838	4,753
商	商品有価証券	0	—	—	—
有	価証券	5,939	4,244	4,186	3,536
	国債	3,312	2,561	2,567	2,383
	地方債	4	1	—	—
	その他	2,623	1,682	1,619	1,152
総	資産	21,187	20,517	21,343	21,187
内	国為替取扱高	89,426	85,854	84,536	85,289
外	国為替取扱高	百万ドル 99	百万ドル 84	百万ドル 120	百万ドル 74
経	常利益	百万円 6,894	百万円 6,649	百万円 4,964	百万円 3,962
当	期純利益	百万円 3,706	百万円 4,510	百万円 3,578	百万円 2,619
1株	当たり当期純利益	円 銭 24 18	円 銭 29 81	円 銭 223 29	円 銭 137 25

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	401	506	479	448
経常利益	68	71	55	40
親会社株主に帰属する当期純利益	34	49	38	25
純資産額	840	843	919	928
総資産	21,243	20,611	21,394	21,237

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当事業年度末	前事業年度末
使用人数	1,311人	1,296人
平均年齢	40年0月	40年6月
平均勤続年数	15年8月	16年3月
平均給与月額	359千円	365千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成30年3月中（前事業年度は平成29年3月中）の平均月額給与であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末
青 森 県	77店 (うち出張所 2)	79店 (うち出張所 2)
北 海 道	8 (—)	8 (—)
岩 手 県	4 (—)	4 (—)
秋 田 県	3 (—)	3 (—)
宮 城 県	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
合 計	94 (うち出張所 2)	96 (うち出張所 2)

- (注) 1. 上記のほか、海外駐在員事務所を1カ所(前事業年度末1カ所)、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を192カ所(前事業年度末190カ所)設置しております。
 2. 平成29年11月20日に旭町支店を廃止し、古川支店に統合いたしました。
 平成29年11月20日に大杉平支店を廃止し、根城支店に統合いたしました。
 3. 当事業年度において店舗外現金自動設備を6カ所新設し、4カ所廃止いたしました。

② 当事業年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
該当事項はありません。	

(注) 上記のとおり、当事業年度において店舗外現金自動設備を6カ所新設いたしました。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	1,523百万円
---------------	----------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

② 重要な設備の新設等

内 容	金 額
営業所の取得、建替	640百万円
ソフトウェア	421百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
みちのくリース株式会社	青森市橋本一丁目4番10号	リース業務	昭和53年5月29日	百万円 90	% 80.00	—
みちのく信用保証株式会社	青森市奥野一丁目3番12号	住宅ローン等に係る信用保証業務	昭和61年4月1日	百万円 100	% 100.00	—
みちのくカード株式会社	青森市奥野一丁目3番12号	クレジットカード業務	平成2年8月1日	百万円 30	% 99.48	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の連結経常収益は44,856百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,500百万円となりました。

◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉 本 康 雄	取 締 役 会 長		
高 田 邦 洋	取 締 役 頭 取 兼 執 行 役 員 (代表取締役)		(注)4
加 藤 政 弘	取 締 役 副 頭 取 兼 執 行 役 員 地域活性化統轄 (代表取締役)		
熊 谷 清 一	取 締 役 (社外取締役)	弁護士法人あおば総合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸株式会社 社外監査役 株式会社デーリー東北新聞社 社外監査役	(注)1
鎌 田 由 美 子	取 締 役 (社外取締役)	カルビー株式会社 上級執行役員 株式会社ルミネ 非常勤取締役	(注) 1、5
小 田 中 和 彦	取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員		(注) 2、3
佐 藤 郁 夫	取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員 (社外取締役)		(注) 1、2、3
馬 谷 成 人	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)		(注) 1、2、6
西 谷 俊 広	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	有限会社西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	(注) 1、2

- (注) 1. 取締役 熊谷清一、鎌田由美子及び取締役監査等委員 佐藤郁夫、馬谷成人、西谷俊広の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役 熊谷清一、鎌田由美子及び取締役監査等委員 佐藤郁夫、馬谷成人の4氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 取締役監査等委員 小田中和彦、佐藤郁夫、馬谷成人、西谷俊広の4氏は、会社経営や金融実務を通じて豊富な経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小田中和彦、佐藤郁夫の両氏を常勤の取締役監査等委員として選定しております。
4. 平成29年10月1日より執行と監督の役割の明確化、監査部の独立性を図るべく、監査部を監査等委員会直属としたことに伴い、取締役頭取兼執行役員 高田邦洋氏は平成29年9月30日をもって監査部担当役員の委嘱が解かれております。

5. 取締役 鎌田由美子氏は、平成30年3月27日付で株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの社外取締役を退任いたしました。なお、同社と当行との間に特別の関係はありません。
6. 取締役 馬谷成人氏は、平成29年6月27日付で株式会社クレハの社外取締役を退任いたしました。なお、同社と当行との間に特別の関係はありません。
7. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の氏名、地位及び担当は下記のとおりであります。
(年度末現在)

氏名	地位	担当
福井 荘一	専務執行役員	市場金融部担当
稲庭 勉	専務執行役員	人事部、審査部、与信企画部、ローン業務部、融資部担当
藤澤 貴之	専務執行役員	営業本部長 秘書室、経営企画部、営業本部（営業企画部、地域創生部、国際業務部）担当
奥崎 栄一	常務執行役員	事務本部長兼事務統括部長 事務本部（事務統括部、事務集中部）担当
小笠原 金一	常務執行役員	本店営業部長
岩岡 高德	常務執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長
須藤 慎治	執行役員	経営企画部長
工藤 隆紀	執行役員	地域創生部長
古川 博章	執行役員	システム統括部長 システム統括部、経営管理部、総務部担当
浅利 健一	執行役員	弘前営業部長
石橋 雅人	執行役員	八戸営業部長
早野 博之	執行役員	函館営業部長
福士 勝彦	執行役員	青森支店長

8. 平成30年4月1日付で執行役員の地位及び担当を変更しております。地位及び担当に変更があった執行役員は下記のとおりであります。

(平成30年4月1日現在)

氏 名	地 位	担 当
稲 庭 勉	専務執行役員	審査部(注)1、与信企画部、ローン業務部、総務部担当
藤 澤 貴 之	専務執行役員	営業本部長 営業本部(営業企画部、地域創生部、国際業務部)担当
奥 崎 栄 一	常務執行役員	事務本部長兼事務統括部長 事務本部(事務統括部、事務集中部)、システム統括部担当
須 藤 慎 治	常務執行役員	経営企画部、人事部、秘書室、店舗開発室担当(注)2
浅 利 健 一	常務執行役員	本店営業部長
古 川 博 章	執行役員	経営管理部長 経営管理部担当
福 士 勝 彦	執行役員	弘前営業部長
工 藤 隆 紀	執行役員	八戸営業部長
大 川 英 幸	執行役員	札幌支店長
石 橋 雅 人	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長

- (注) 1. 平成30年4月1日より、審査関連業務の効率化に取り組むとともに、案件審査から経営改善支援・債権管理までを一元管理できる体制とするため「審査部」と「融資部」を統合し「審査部」としております。
2. 平成30年4月1日より、店舗・ATMの新設・改廃等の一元管理を目的として「店舗開発室」を新設しております。
3. 常務執行役員 小笠原金一氏及び常務執行役員 岩岡高德氏は平成30年3月31日をもって退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	117百万円 (30百万円)
取 締 役 (監査等委員)	4名	51百万円 (－百万円)
合計	9名	169百万円 (30百万円)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
 ・取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円であります。
 ・上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが平成28年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、5事業年度分の対象取締役分の株式の取得資金として448百万円（5事業年度）を拠出しております。
 3. 上記報酬等の金額には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額30百万円を含めており、その金額を括弧内に内書きしております。
 4. 上記報酬等のほかに、使用人としての報酬はございません。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

退任執行役員1名に対し、11百万円

（うち、過年度の事業報告に記載した役員退職慰労引当金の取崩によるもの 11百万円）

(注) 平成28年6月23日開催の定時株主総会終結の時まで取締役であったものに対する役員退職慰労金の支払いであります。

(3) 責任限定契約

当行は、定款に監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役（監査等委員である取締役以外の取締役にあつては社外取締役であるものに限る。）との間の責任限定契約に関する規定を設けております。

氏 名	地 位	責任限定契約の内容の概要
熊 谷 清 一	(取 締 役)	会社法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負担
鎌 田 由美子	(取 締 役)	
小 田 中 和 彦	(取締役監査等委員)	
佐 藤 郁 夫	(取締役監査等委員)	
馬 谷 成 人	(取締役監査等委員)	
西 谷 俊 広	(取締役監査等委員)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
熊谷 清一	弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸株式会社 社外監査役 株式会社デーリー東北新聞社 社外監査役	弁護士法人あおば綜合法律事務所及び株式会社デーリー東北新聞社と当行との間には、預金等の取引があります。また、トヨタカローラ八戸株式会社と当行との間には、融資等の取引がありません。
鎌田 由美子	カルビー株式会社 上級執行役員 株式会社ルミネ 非常勤取締役	
佐藤 郁夫		
馬谷 成人		
西谷 俊広	有限会社西谷コンピュータ会計事務所 代表取締役	有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行との間には、預金等の取引があります。

(注) 社外役員の兼職先と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
熊谷 清一	6年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しております。	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鎌田 由美子	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	会社経営者として、また顧客サービス分野に携わることで培われた知識・経験と、ダイバーシティー分野においての情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐藤 郁夫	11年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会16回の全てに出席しております。	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
馬谷 成人	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会16回の全てに出席しております。	都市銀行における金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
西谷 俊広	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会16回のうち15回に出席しております。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	43百万円	－百万円

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬以外の株式報酬等はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 普通株式 60,000千株 A種優先株式 30,000千株
発行済株式の総数 普通株式 18,135千株 A種優先株式 4,000千株

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成29年6月28日開催の第45期定時株主総会、ならびに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会における決議により、平成29年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施し、また、同日付で当該株式併合に伴う定款変更を行いました。これにより、普通株式及びA種優先株式の発行可能種類株式総数はそれぞれ普通株式が540,000千株、A種優先株式が270,000千株減少し、普通株式60,000千株、A種優先株式30,000千株となっております。また、発行済種類株式総数は普通株式が163,218千株、A種優先株式が36,000千株減少し、普通株式18,135千株、A種優先株式4,000千株となっております。

(2) 当事業年度末株主数

普通株式 30,797名
A種優先株式 1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,224千株	6.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,012	5.62
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	486	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	465	2.58
みちのく銀行行員持株会	395	2.19
株式会社みずほ銀行	308	1.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	295	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	242	1.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	230	1.28
住友生命保険相互会社	200	1.11

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は自己株式（137千株）を控除して計算しております。

4. 当行は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当行株式486千株を取得しております。なお、信託E口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	4,000千株	100%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

新株予約権付社債の残高	6,996百万円
新株予約権の数	6,996個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	3,376,447株
新株予約権の行使時の払込金額（注1、2）	2,072円
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日～平成31年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格2,072円、資本組入額1,036円

（注）1. 新株予約権の行使に際しては、新株予約権が付された社債を出資するものとし、社債の価格は、その払込金額と同額とする。

2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことに伴い、同社債要項の規定に従い、新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）及び新株予約権の目的となる株式の数の調整を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 村田賢治 指定有限責任社員 大村真敏 指定有限責任社員 窪寺信	70百万円	

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査方針、監査体制、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外である非監査報酬額はございません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、74百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査等委員会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査等委員会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勘案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

7. 当行の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

① 当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

1. 当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。
2. 当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
3. 当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
4. 当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。
5. 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
6. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

② 当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

1. 当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
2. 当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

③ 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
2. 当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

3. 当行の経営管理部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

④ 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3ヵ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。
2. 当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
3. 当行は「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

⑤ 当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

1. 当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
2. 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
3. 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
4. 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
5. 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

⑥ 当行の監査体制に関する事項

1. 当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。
2. 当行は、監査等委員会の職務を補助するための機関として監査等委員会室を設置し、専属の補助使用人を配置するほか、監査部長（役員が兼務する場合を含む）を補助使用人兼務とする。監査等委員会室の専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。
3. 監査等委員会室の専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
4. 監査等委員会室に専属する補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとする。

5. 監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。

⑦ **当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制**

1. 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
2. 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
3. 当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口（監査等委員を含む）に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が構成員であるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
4. 当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによつていかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

⑧ **当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項**

1. 当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

⑨ **その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。
- ・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令等遵守態勢

法令等遵守については経営の最重要事項と位置付け、部長会議や「役員によるコンプライアンスセミナー」、各種研修等を通じて、全職員へ周知徹底を図っております。

また、法令等遵守態勢の強化・改善並びに実効性向上のため、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、進捗状況を四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告するとともに、半期毎に経営会議、取締役会へ報告しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する規程・マニュアル等の改定、反社会的勢力への対応など組織全般に係る事項について協議するほか、個別事案についても対応の適切性や再発防止策の検討・検証を行うなど、管理面の充実に向けた組織的対応を行っております。

② 取締役の職務の執行状況

経営の意思決定機能については、月1回の「取締役会」及び必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、平成28年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役9名のうち社外取締役が過半の5名を占める体制とし、幅広い見地からの提言や牽制を強化・徹底しております。なお、社外取締役4名を独立役員として東京証券取引所に届出しております。さらにこうした体制面の変更に加えて、取締役会の運営方法についても、審議時間の創出、重要議案への時間の重点配分、社外取締役への事前情報提供の徹底などに取り組んでおります。

取締役会から委任を受けた事項について協議・決議する機関として、代表取締役及び本部在籍の役付執行役員で構成される「経営会議」を週2回の定例開催及び必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

利益相反が生ずる可能性がある部門相互について、牽制機能が有効に発揮され、業務及びリスクが全体として適切かつ実効的に機能するよう、本部組織内の執行役員体制を定めております。

また、平成28年7月に設置した「指名・報酬検討会議」は、過半数を社外の委員で構成し、役員報酬や役員（監査等委員でない取締役、執行役員）の選任について十分な協議を行っております。同じく、平成28年7月に設置した「地域活性化諮問会議」では、当行の政策上の重点地区における地域性や経済状況等に知見を有する外部有識者より、地域を活性化させるための方策等に関して、各地域目線での様々な提言等を受けており、当行の方針や施策等へ反映させていくことに努めております。

③ リスク管理態勢

「リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理基本方針並びにリスクカテゴリー毎の管理基本方針を定め、組織全体に周知しております。また、年度毎に「リスク管理方針」並びにその実践計画である「リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理の高度化に向けて継続的に取り組んでおります。

日常管理面では、各リスクの統括管理部署が、四半期もしくは半期毎に各々のモニタリング状況を経営会議、取締役会へ報告を行い、リスク全体の統括管理部署である経営管理部が、「リスク管理プログラム」の進捗状況について、半期毎に経営会議、取締役会へ報告を行っております。

④ グループ管理態勢

連結対象子会社毎に毎月定例会議を開催し、各社の業務実績の報告を受けるとともに経営課題と対応方針について討議しているほか、子会社経営会議を半期毎に開催し、子会社各社の業務実績と経営方針について協議しております。

内部監査は、監査部が本部、営業店の全ての業務及び連結対象子会社の業務を監査の対象として実施しており、監査結果については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告しております。

監査部は、監査等委員会に直属し、内部監査の客観性・公平性確保に加え、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう、全ての被監査部門からの独立性を確保した体制とするとともに、適正なスタッフを配置しております。また、会計監査人による助言等を受け、その充実に努めております。

⑤ 監査等委員会の職務の執行状況

監査等委員会は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役員の職務の執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査等委員へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

また、監査等委員会の職務を補助する機関として「監査等委員会室」を設置し、直属の補助使用人1名を配置して、監査等委員会監査の独立性が確保される体制を構築しております。

さらに、平成29年10月より執行と監督の役割の明確化、監査部の独立性を図るべく、監査部を監査等委員会直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担っております。

8. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、公的資金にかかるA種優先株式に関する自己株式の取得について、当行財務状況や株価動向等に
応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可
能とするため、定款において、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の
取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定し
ております。かかる自己株式の取得については、財務状況、株価動向等を総合的に判断したうえで、適切に
対応してまいります。

計算書類

第46期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	178,685
現金	25,815
預け金	152,870
金銭の信託	20,131
有価証券	353,683
国債	238,394
社債	21,496
株式	19,879
その他の証券	73,912
貸出金	1,526,974
割引手形	2,613
手形貸付	39,484
証書貸付	1,328,437
当座貸越	156,439
外国為替	1,483
外国他店預け	1,483
未収金	5,212
その他資産	11,573
前払費用	223
未収収益	1,481
先物取引差金勘定	170
金融派生商品	0
その他の資産	9,698
有形固定資産	15,487
建物	5,935
土地	7,233
建設仮勘定	4
その他の有形固定資産	2,313
無形固定資産	2,162
ソフトウェア	1,774
その他の無形固定資産	387
前払年金費用	1,033
繰延税金資産	3,236
支払承諾見返	10,829
貸倒引当金	△11,706
資産の部合計	2,118,788

科目	金額
(負債の部)	
預金	1,953,130
当座預金	48,233
普通預金	1,005,991
貯蓄預金	54,473
通知預金	8,191
定期預金	824,088
その他の預金	12,151
譲渡性預金	46,607
外国為替	1
未払外国為替	1
新株予約権付社債	6,996
未払金	27
その他負債	3,971
未決済為替借	2
未払法人税等	382
未払費用	860
前受収益	827
金融派生商品	92
リース債務	119
資産除去債務	247
その他の負債	1,438
賞与引当金	1,013
退職給付引当金	4,955
役員株式給付引当金	508
睡眠預金払戻損失引当金	654
偶発損失引当金	187
再評価に係る繰延税金負債	436
支払承諾	10,829
負債の部合計	2,029,318
(純資産の部)	
資本金	36,986
資本剰余金	31,589
資本準備金	21,986
その他資本剰余金	9,603
利益剰余金	20,920
利益準備金	1,456
その他利益剰余金	19,463
繰越利益剰余金	19,463
自己株式	△1,426
株主資本合計	88,069
その他有価証券評価差額金	1,279
土地再評価差額金	121
評価・換算差額等合計	1,400
純資産の部合計	89,469
負債及び純資産の部合計	2,118,788

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		35,404
資金運用収益	27,072	
貸出金利息	20,220	
有価証券利息配当金	6,729	
コールローン利息	0	
預け金利息	122	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	5,486	
受入為替手数料	1,554	
その他の役務収益	3,932	
その他業務収益	987	
外国為替売買益	9	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	770	
その他の業務収益	207	
その他経常収益	1,858	
償却債権取立益	26	
株式等売却益	1,057	
金銭の信託運用益	145	
その他の経常収益	629	
経常費用		31,442
資金調達費用	719	
預金利息	693	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	7	
借入金利息	0	
その他の支払利息	4	
役務取引等費用	3,280	
支払為替手数料	333	
その他の役務費用	2,947	
その他業務費用	4,186	
国債等債券売却損	1,253	
国債等債券償還損	1,706	
金融派生商品費用	1,176	
その他の業務費用	49	
営業経費	22,372	
その他経常費用	883	
貸倒引当金繰入額	353	
貸出金償却	5	
株式等償却	1	
その他の経常費用	523	
経常利益		3,962
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		336
固定資産処分損	87	
減損損失	248	
税引前当期純利益		3,627
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	446	
法人税等合計		1,008
当期純利益		2,619

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,268	17,984	19,252	△1,462	86,366
当期変動額									
新株の発行									
剰余金の配当						△941	△941		△941
利益準備金の積立					188	△188	—		—
当期純利益						2,619	2,619		2,619
自己株式の取得								△6	△6
自己株式の処分			△0	△0				42	42
土地再評価差額金 の取崩						△10	△10		△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△0	△0	188	1,479	1,667	35	1,702
当期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,456	19,463	20,920	△1,426	88,069

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,886	110	1,997	88,363
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				△941
利益準備金の積立				—
当期純利益				2,619
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				42
土地再評価差額金 の取崩		10	10	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△607		△607	△607
当期変動額合計	△607	10	△596	1,106
当期末残高	1,279	121	1,400	89,469

連結計算書類

第46期末（平成30年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	178,688	預金	1,949,448
買入金銭債権	2,669	譲渡性預金	42,607
金銭の信託	20,131	借入金	1,725
有価証券	347,799	外国為替	1
貸出金	1,510,787	新株予約権付社債	6,996
外国為替	1,483	その他負債	11,641
リース債権及びリース投資資産	14,987	賞与引当金	1,036
その他資産	26,122	退職給付に係る負債	4,891
有形固定資産	16,300	役員株式給付引当金	508
建物	5,944	睡眠預金払戻損失引当金	654
土地	7,233	偶発損失引当金	187
建設仮勘定	4	利息返還損失引当金	18
その他の有形固定資産	3,118	再評価に係る繰延税金負債	436
無形固定資産	2,378	支払承諾	10,829
ソフトウェア	1,805	負債の部合計	2,030,983
のれん	91	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	481	資本金	36,986
退職給付に係る資産	1,463	資本剰余金	31,589
繰延税金資産	3,511	利益剰余金	23,368
支払承諾見返	10,829	自己株式	△1,426
貸倒引当金	△13,359	株主資本合計	90,517
		その他有価証券評価差額金	1,279
		土地再評価差額金	121
		退職給付に係る調整累計額	347
		その他の包括利益累計額合計	1,748
		非支配株主持分	546
		純資産の部合計	92,812
資産の部合計	2,123,795	負債及び純資産の部合計	2,123,795

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結損益計算書 （単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		44,856
資金運用収益	26,760	
貸出金利息	20,258	
有価証券利息配当金	6,378	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	122	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	6,245	
その他業務収益	984	
その他経常収益	10,865	
償却債権取立益	26	
その他の経常収益	10,839	
経常費用		40,793
資金調達費用	732	
預金利息	692	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	7	
借入金利息	8	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	3,270	
その他業務費用	4,186	
営業経費	23,167	
その他経常費用	9,436	
貸倒引当金繰入額	447	
その他の経常費用	8,989	
経常利益		4,063
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		337
固定資産処分損	88	
減損損失	248	
税金等調整前当期純利益		3,727
法人税、住民税及び事業税	728	
法人税等調整額	455	
法人税等合計		1,183
当期純利益		2,544
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		2,500

第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	21,819	△1,462	88,932
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			△941		△941
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,500		2,500
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		△0		42	42
土地再評価差額金 の取崩			△10		△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	1,548	35	1,584
当期末残高	36,986	31,589	23,368	△1,426	90,517

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,886	110	481	2,478	515	91,926
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						△941
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,500
自己株式の取得						△6
自己株式の処分						42
土地再評価差額金 の取崩		10		10		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△606		△133	△740	30	△709
当期変動額合計	△606	10	△133	△729	30	885
当期末残高	1,279	121	347	1,748	546	92,812

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 **みちのく銀行**

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村田賢治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺信	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村田賢治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪寺信	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及び八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る(1)事業報告及びその附属明細書、(2)計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに(3)連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社みちのく銀行 監査等委員会

監 査 等 委 員 馬 谷 成 人 ㊟

常 勤 監 査 等 委 員 小 田 中 和 彦 ㊟

常 勤 監 査 等 委 員 佐 藤 郁 夫 ㊟

監 査 等 委 員 西 谷 俊 広 ㊟

(注) 監査等委員馬谷成人、佐藤郁夫及び西谷俊広は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室
TEL (017) 774-1111 (代表)

交通案内

JR青森駅より



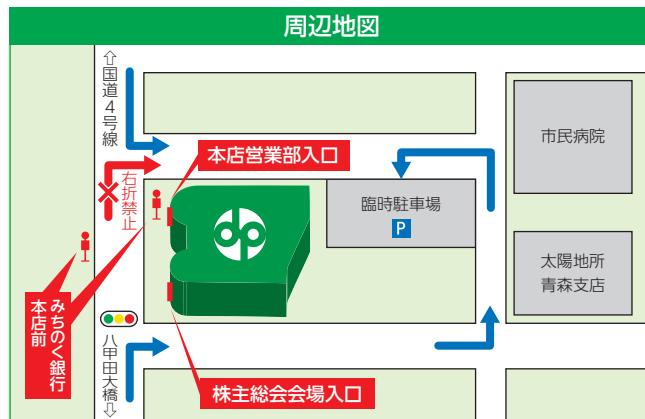
市営バス 問屋町線/南部工業団地線/
モヤヒルズ線

JRバス 青森公立大学・モヤヒルズ行
みちのく銀行本店前下車…徒歩すぐ



15分

※駐車スペースには限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。



※会場入口は、本店営業部入口と異なりますので、ご注意下さい。

広域地図



※新幹線をご利用の方は、新青森駅で奥羽本線にお乗り換え下さい。

株式会社 **みちのく銀行**



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。